

令和3年4月1日から、契約に係る提出書類の一部において、押印の省略が可能となります。

- ▶ テレワークの推進等の情勢に合わせ、海上自衛隊の契約に係る提出書類の一部について、押印省略を認めることとしました。
- ▶ 押印省略が可能となる書類名とその条件は、以下に示すとおりです。
- ▶ 押印省略は義務ではありません。
デメリットも御認識の上、ご判断下さい。 ※1

提出書類名	押印省略	押印を省略する場合の条件
同等品承認申請書	可	不要
入札・見積書	可	官側による書類提出者の氏名、所属、所属連絡先の記録 ※3
請書 ※2	可	官側による書類提出者の氏名、所属、所属連絡先の記録
契約に関する変更届	可	官側による書類提出者の氏名、所属、所属連絡先の記録
履行期限猶予申請書	可	官側による書類提出者の氏名、所属、所属連絡先の記録
着手・終了届	可	不要
撤去品（発生材）調書	可	不要
前金払（概算払）について（依頼）	可	官側による書類提出者の氏名、所属、所属連絡先の記録
前金払（概算払）申請書	可	官側による書類提出者の氏名、所属、所属連絡先の記録
前金払等担保提出書	可	不要
前金払等担保受領書	可	官側による書類提出者の氏名、所属、所属連絡先の記録
常続的公示に対する新規参入申請書	可	不要
コンプライアンス要求事項確認書	可	不要
インセンティブ契約制度の適用を受ける契約への新規参入申請書	可	不要

押印を省略する場合の注意事項

- ※ **1** 押印省略の場合は捨印が使えなくなるため、書類に誤記があった場合は再提出となります。
- ※ **2** 請書の押印を省略する際、収入印紙の消印は署名でお願いします。
- ※ **3** 押印を省略する場合は、書類提出をされる担当者様の氏名、所属、連絡先の記録を取る必要がありますので、当該情報が記載された名刺又は当該情報が記載された用紙（様式適宜）を提出してください。
なお、当該用紙は調達要求1件毎にご提出ください。